



2012年11月28日 第2013-10号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本 礼一

【編集】産業政策グループ

03-5860-6150

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

下請取引の適正化及び下請事業者への配慮等に係る通達を发出 下請事業者に対する不当なしわ寄せを防止

経済産業省は、親事業者等に対し「下請取引の適正化」及び「下請事業者への配慮等」に係る通達を11月19日付で发出了しました。

具体的には、年末に向けた下請事業者の資金繰りを確保するため親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払うことや、世界景気の減速や円高等による企業収益への影響などが立場の弱い下請事業者に不当にしわ寄せされることのないよう配慮することなどを要請しています。

・「下請取引の適正化」について（下請代金支払遅延等防止法関連）

経済産業大臣及び公正取引委員会委員長代理委員の連名で、親事業者代表取締役（33,065社）及び関係事業者団体代表者（645団体）に、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買ったたき等の下請代金支払遅延等防止法の禁止行為に違反することがないように、同法を遵守すること等を要請しました。

20121022 中第2号
公取企第73号
平成24年11月19日

親事業者代表者 殿

経済産業大臣
公正取引委員会委員長代理委員

下請取引の適正化について

我が国の景気は、世界景気の減速等を背景として、弱い動きがみられます。世界景気の更なる下振れや金融資本市場の変動等が景気を下押しするリスクとなっており、とりわけ中小企業においては、デフレの影響等に対する注意が必要とされている中で、円高等の影響も懸念され、予断を許さない状況にあります。こうした経済状況を踏まえ、公正取引委員会及び経済産業省は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」といいます。）違反行為への厳正な対処を行うとともに、親事業者等に対する下請法の普及啓発を行っております。下請法は「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」、「買ったたき」等の行為を禁止するものです。平成23年度においても、違反した親事業者に対して、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させるなど、18件の勧告を行っており、公正取引委員会及び経済産業省は、本年度も一層、下請法の厳正な運用に努めてまいります。公正取引委員会においては、下請取引の適正化を一層推進する観点から、下請事業者を始めとした中小事業者が所在する地域に公正取引委員会職員が出張し、下請法について分かりやすく説明するとともに中小事業者からの相談受付等を行う「移動相談会」、企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請法に関する基礎的な内容について講習を受けたいとの要望に応じた「下請法基礎講習会」、下請法に関する一定の知識を有する者を対象として、より具体的な事例を中心とする「下請法応用講習会」を実施しております。さらに、過去に下請法違反がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施しております。経済産業省においては、下請法の法令遵守の徹底を促すため、累犯により改善指導を受けた親事業者等の役員等への特別事情聴取の実施、全国47の県庁所在地にて企業の調達者等を対象とした下請法の講習会を開催、業種の特性に依じた違反行為や望ましい取引事例を解説する下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）説明会の開催等を実施しております。冒頭で触れました現下の厳しい経済状況では、世界景気の減速や円高等による企業収益への影響などが立場の弱い下請事業者に不当にしわ寄せされることのないよう配慮することが必要です。特に、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが期待されます。貴社におかれましては、このような状況を十分に認識いただき、下請取引を行う際には、下請事業者への不当なしわ寄せが生ずることのないよう、社を挙げて取り組んでいただきますようお願いいたします。特に別紙の記載事項については、調達担当者のみならず役員等責任者まで周知徹底を図り、担当役員等の責任者には調達担当者の指導及び監督に当たらせるなど、適切な措置を講じるよう強く要請いたします。最近では、法令遵守意識の高まりを受け、企業の中には自主的に様々な工夫を施し下請法の趣旨を分かりやすく社内で説明するなど、下請法の理解が深まるような取組を積極的に行っている事例もあられます。しかし、大手企業の中にも依然として法令遵守が徹底されていない事例がみられ、減額、支払遅延などの下請法違反行為が行われ、改善指導や勧告の対象となった親事業者も存在します。勧告の対象となった場合には事業者名等の公表を行うことにもなります。貴社におかれましては、このような事態の生じることのないよう十分に注意してください。

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣
公正取引委員会委員長代理委員

下請取引の適正化について

我が国の景気は、世界景気の減速等を背景として、弱い動きがみられます。世界景気の更なる下振れや金融資本市場の変動等が景気を下押しするリスクとなっており、とりわけ中小企業においては、デフレの影響等に対する注意が必要とされている中で、円高等の影響も懸念され、予断を許さない状況にあります。こうした経済状況を踏まえ、公正取引委員会及び経済産業省は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」といいます。）違反行為への厳正な対処を行うとともに、親事業者等に対する下請法の普及啓発を行っております。下請法は「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」、「買いたたき」等の行為を禁止するものです。平成23年度においても、違反した親事業者に対して、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させるなど、18件の勧告を行っているところ、公正取引委員会及び経済産業省は、本年度も一層、下請法の厳正な運用に努めてまいります。公正取引委員会においては、下請取引の適正化を一層推進する観点から、下請事業者を始めとした中小事業者が所在する地域に公正取引委員会職員が出張し、下請法について分かりやすく説明するとともに中小事業者からの相談受付等を行う「移動相談会」、企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請法に関する基礎的な内容について講習を受けたいとの要望に応じた「下請法基礎講習会」、下請法に関する一定の知識を有する者を対象として、より具体的な事例を中心とする「下請法応用講習会」を実施しております。さらに、過去に下請法違反がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施しております。経済産業省においては、下請法の法令遵守の徹底を促すため、累犯により改善指導を受けた親事業者等の役員等への特別事情聴取の実施、全国47の県庁所在地にて企業の調達者等を対象とした下請法の講習会を開催、業種の特性に応じた違反行為や望ましい取引事例を解説する下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）説明会の開催等を実施しております。冒頭で触れました現下の厳しい経済状況では、世界景気の減速や円高等による企業収益への影響などが立場の弱い下請事業者に不当にシワ寄せされることのないよう配慮することが必要です。特に、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが期待されます。貴団体におかれましては、このような状況を十分に認識いただき、下請事業者への不当なシワ寄せが生ずることのないよう、前記趣旨及び別紙1の記載事項について、改めて貴団体所属の事業者に対し周知徹底を図り、下請取引の適正化を指導されるよう強く要請いたします。最近では、法令遵守意識の高まりを受け、企業の中には自主的に様々な工夫を施し下請法の趣旨を分かりやすく社内で説明するなど、下請法の理解が深まるような取組を積極的に行っている事例もあります。貴団体におかれましては、このような取組を貴団体所属の事業者に推奨していただきたいと考えます。大手企業の中にも依然として法令遵守が徹底していない事例がみられ、減額、支払遅延などの下請法違反行為が行われ、改善指導や勧告の対象となった親事業者も存在します。勧告の対象となった場合には事業者名等の公表を行うことになることから、このような事態の生じることのないよう、貴団体所属の事業者の下請法遵守の重要性を周知いただきたいと思います。また、貴団体所属の下請事業者に対しては、下請取引に関し親事業者による下請法違反のおそれのある行為を受けた場合には、積極的に別紙2記載の相談窓口又は「下請かけこみ寺」に相談するよう御指導をお願いいたします。

「下請事業者への配慮等」について（下請中小企業振興法関連）

経済産業大臣名、または、主務大臣（内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）との連名により、関係事業者団体代表者（745団体）に、親事業者が海外進出や国内事業所の再編等を行うに際しては、その計画について逐次情報提供を行いつつ、下請事業者に必要な支援を行う等下請中小企業振興法に定める「振興基準」を遵守すること等を要請しました。

経済産業省 20121022 中第2号 平成24年11月19日
関係事業者団体代表者 殿
経済産業大臣
下請事業者への配慮等について
我が国の景気は、世界景気の減速等を背景として、弱い動きがみられます。世界景気の更なる下振れや金融資本市場の変動等が景気を下押しするリスクとなっており、とりわけ中小企業においては、デフレの影響等に対する注意が必要とされている中で、円高等の影響も懸念され、予断を許さない状況にあります。こうした経済状況を踏まえ、政府は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）違反行為への厳正な対処を行うとともに、親事業者等に対する下請法の普及啓発を行っております。下請法は「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」、「買いたたき」等の行為を禁止するものであり、政府としては、違反した親事業者に対して、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させるなど、下請法の厳格な運用に努めております。また、政府としては、下請事業者の経営基盤を強化する観点から親事業者に対して下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく「振興基準」（別紙参照）の遵守を要請してきたところで、親事業者の海外展開や国内事業所の再編等の動きが活発化している状況の中で、下請事業者の経営状況も厳しさを増しており、その遵守の重要性は一層高まっております。冒頭で触れました現下の厳しい経済状況では、世界景気の減速や円高等による企業収益への影響などが立場の弱い下請事業者に不当に及ぼされることのないよう配慮することが必要です。特に、これから年末にかけては、金融繁忙期であることから、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが期待されます。つきましては、貴団体におかれましては、下請事業者が現在置かれている状況を十分認識いただいた上で、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項を始めとして、「振興基準」の遵守について、周知徹底を図るなど適切な措置を講じるよう要請いたします。親事業者におかれましては、調達担当者のみならず、役員等責任者が率先して社員教育等に取り組み、「振興基準」の幅広い周知に努められるよう併せてお願いいたします。
記
1. 親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引関係を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告すること。 2. 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等を考慮した合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定すること。また、取引対価の決定については、あらかじめ定めた時期や頻度にかかわらず、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価について随時再協議を行い、改定を行うこと。 3. 下請代金の支払については、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。手形で支払う場合には、手形期間の短縮化につき最大限の配慮を行うこと。 4. 親事業者は、海外進出等に際しては、その計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供しつつ、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに對し、下請事業者の要請に応じ積極的に支援を行うこと。 5. 親事業者は、工場移転等に際しては、その計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供しつつ、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに對し、下請事業者の要請に応じ積極的に支援を行うこと。 6. 短期間における経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めること。
以上

い合わせ及び、別添資料は下記、中小企業庁ホームページで確認してください。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2012/1119Hairyo.htm>